



最大補助額
60 (経費相当分) 万円
+10 万円

結婚新生活を 応援します

北上市では、結婚した世帯を対象に、
新生活にかかる費用（家賃や引越費用等）を補助します。



..... 今回の補助金は、二段階の届け出が必要です。

1

補助金の対象であることを確認する

交付申請

2

補助対象経費支出後、補助金を請求する

交付請求

対象 世帯

- ・ 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出した39歳以下の夫婦
- ・ 申請日時点で、夫婦どちらかが補助対象住居に住民登録
- ・ 請求日時点で、夫婦両方とも補助対象住居に住民登録
- ・ 夫婦の合計所得が500万円未満
- ・ 請求日において、県のライフプラン講座を受講済

対象 経費

結婚を機に、令和8年度内に支払った以下の費用

1. 市内に新たに住宅を取得した際の費用（婚姻日より前に取得した場合、取得日から1年以内に婚姻していること）
2. 市内の物件の貸借費用（婚姻日より前に新規契約した場合、初回契約日から1年以内に婚姻していること。既に夫婦の一方が婚姻前から貸借している物件にもう一方が入居する場合、同居後の費用に限る）
3. 市内の住宅をリフォームした際の費用（婚姻日より前にリフォームした場合、完了日から1年以内に婚姻していること）
4. 市内の住宅への転居費用（婚姻日より前に転居した場合、転居日から1年以内に婚姻していること）

補助 金額

- ・ 夫婦ともに婚姻日において29歳以下：最大60万円（経費相当分）+10万円
- ・ それ以外39歳以下：最大30万円（経費相当分）

申請期限

令和9年3月31日まで

申請書類・手続きに関する詳しい内容は裏面へ

お問い合わせ



〒024-0092
北上市新穀町一丁目4番1号 hoKko2階
北上市子育て支援課育児支援係



0197-72-8261

申請書類又は注意事項

交付申請時 交付申請書に下記の書類を添付

- ①婚姻の事実がわかる書類（戸籍謄本、婚姻届受理証明書など）
- ②前年の所得を証明する書類
- ③市税の滞納がないことがわかる書類
- ④貸与型奨学金の返還を行っている場合においては、年間返還額がわかる書類の写し
- ⑤補助対象経費がわかる書類（契約書等）

☑ 交付申請時 チェック

詳しい内容・必要書類につきましては、
市ホームページをご確認ください。

https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/kosodateshienka/ikujishiengakari/1_2/26804.html



交付請求時 交付請求書に下記の書類を添付

- ①補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書等）
- ②住宅手当支給証明書（賃貸の場合のみ。住宅手当が出ていない場合でも、その旨の証明が必要です）
- ③県のライフプラン講座を受講したことがわかる書類（受講後アンケート回答で受講証が発行されます）
- ④請求者の本人確認書類の写し
- ⑤請求者の口座がわかる書類の写し

☑ 交付請求時 チェック

- ・夫婦ともに対象となる市内の建物に住民登録を済ませ同居していますか？
- ・県のライフプラン講座を受講し、受講証をもらいましたか？

Q&A

Q 今年度中に補助限度額に達しないのですが、翌年度に残額を受け取ることはできますか？

A 翌年度以降も支出がある場合は、補助基準額の残額について翌年度に受け取ることができます。（再度交付申請が必要です。）

ただし、翌々年度まで持ち越すことはできません。

Q 対象の新婚世帯ですが、今年度は経費の支出がありません。翌年度に補助額を受け取ることはできますか？

A 今年度中に対象世帯である認定手続きを済ませておけば、翌年度に対象経費の支出があった場合に補助額を受け取ることが可能ですので、窓口に来庁しご相談ください。